

○須高行政事務組合職員の高齢者部分休業 に関する条例

(令和5年2月28日条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業に関する規定)

第2条 職員の高齢者部分休業については、[須坂市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年須坂市条例第32号）](#)の例による。ただし、同条例第4条の規定にかかわらず退職手当の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により当該事務を委託している長野県市町村総合事務組合の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。